

一般社団法人伊丹青年会議所定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人伊丹青年会議所と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市に置く。

（剰余金の分配禁止）

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 この法人の目的は、次のとおりとする。

- （1）経済、社会、文化等に関する諸問題を調査、研究して国内諸団体と協力して日本経済の正しい発展を図ること。
- （2）指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員の連携を図ること。
- （3）国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- （2）産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善及び発展に関する研究及びその実施。
- （3）国際青年会議所、日本青年会議所並びに国内、国外の会員会議所及びその他の諸団体との提携。
- （4）会員の個人的修練及び相互の親睦に関する行事の開催。
- （5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（法人の構成員）

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 兵庫県伊丹市及びその周辺に居住し、又は勤務する満20才以上40才未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同する個人。ただし、年度中に満40才に達したときでも、その年度中は正会員とする。
 - (2) 特別会員 正会員であった者で、満40才に達した日の属する年度の翌年度以降においてこの法人の会員となることを希望する個人。
 - (3) 名誉会員 この法人に功労があった個人で、総会（第14条に規定する総会をいう。以下同じ。）において決定された者。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員の権利及び義務）

第7条 正会員は、この定款に規定するもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有し、また定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な活動を行う義務を負う。

（正会員の資格の取得）

第8条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める基準により、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第9条 正会員は、総会において定める会費規程に基づき、会費及び入会金を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費規程に基づき特別会費を納入しなければならない。

3 名誉会員については、会費及び入会金を納めることを要しない。

（任意退会）

第10条 この法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を完納した後、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により、除名す

ることができる。この場合、その会員に対し、除名しようとする総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の体面を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。
 - (3) 会費を１年以上納入しないとき。
 - (4) その他の正当な事由があるとき。
- ２ 前項により除名の決議がなされたときは、その会員に対し、その旨を通知をするものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の会費納入義務は、これを免れることができない。

- ２ この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第４章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- ２ 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度1月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は、総会の日前の1週間（総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法によって、その通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定

める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面議決等）

第21条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

（議事録）

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎月、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その翌々年の12月31日に任期が満了する

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除)

第30条 この法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経

て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は玉水 浩二、副理事長は達川 聡、吉沢 嘉彦、杉 一、専務理事は高木 隆徳とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。